職員の服務の宣誓に関する条例

昭和46年9月14日

条例第7号

改正 平成18年3月27日条例第7号

令和4年2月25日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき 職員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年9月3日から適用する。

附 則(平成18年3月27日条例第7号)

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(令和4年2月25日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名